

内山大三筆

よいた町だより

10月 (No. 28)

昭和43年10月10日 発行／与板町 (代表者与板町長内山大三) 編集 与板町だより編集委員会



● 早期完工めざし作業も急ピッチ 着々進む黒川改修工事

与板町の東西を二分していた黒川の改修工事が急ピッチで進められております。新黒川完成の暁きには当町の体面が一新されるものと大きな期待が寄せられております。

(写真は掘き進む新黒川)

人口の動き

9月30日現在	
()は8月末との比較	
人口	8,232人 (+ 3人)
男	3,978人 (+ 1人)
女	4,254人 (+ 2人)
世帯	1,777 (- 1)
出生	7人
死亡	4人
転入	22人
転出	22人

赤い羽根
共同募金運動始まる
やさしい議会知識
明治元年生れの
三輪越龍画伯
出稼ぎは安定所を通して
事故のない就労を

おもな内容は

秋の全国交通安全運動

期間 10月11日から 10日間
10月20日まで

秋の交通安全運動が10月11日から20日までの10日間全国で展開されることになりました。交通事故は皆さんの御協力にもかかわらず毎年増加しつづけて毎日マスコミ関係で報道されております。与板町でも9月末まで、すでに25件発生し昨年一年間の事故件数23件をすでにうわまわりまことに憂慮される状態にあります。このため各種事故防止対策を講じておりますがいつこうに減少する気配が見えません。そこでこの秋の運動には次の重点事項を掲げ事故防止対策を進めることになりましたので皆様の御協力をお願い致します。

- ① こどもの交通安全の確保
- ② 飲酒運転の追放
- ③ 土砂等を運搬する大型自動車の安全運転の確保

出稼ぎは安定所を通して 事故のない就労を



郵便番号をお忘れなく

すべての郵便物に、郵便番号を書いていただくため、全国のご家庭に郵便番号簿(家庭版)を配りましたが、9月の抽出調査では、あて名に郵便番号をかかれたもの57%差出人の郵便番号が記載されたもの36%となっておりまだ郵便番号が書かれていない郵便物がたくさんあります。たいせつな郵便を、早く正確に届けるために、郵便番号は必要ですからお忘れなく。また、差出人の住所にも忘れずに郵便番号を書きましょう。相手のかたが返事を書くとき便利です。なお家庭版に掲載されていない地域あての郵便番号は、郵便局と、切手売りさばき所に全国版の郵便番号簿が備えてありますから、ご利用ください。なお全国版は70円であつせんしますので郵便局に申し込みください。

最近の出稼ぎにあたって「人間蒸発」「行方不明」「賃金不払」等々、新聞の社会面を賑わしておりますことは、良くご存知のとおりです。そこで、より安全に、より確実に、より有利に明るい出稼ぎをしていただくために、ぜひ知ってもらいたいことがらをとりまとめました。

(一) 安定所(又は役場)を通して出稼ぎしよう
職業安定所では、全国的な組織をもつて互いに連絡し、賃金・労働時間・作業内容・手当・宿舎・その他の雇用条件を

(二) 出稼登録を行い、出稼手帳を受けよう
労働省では、出稼ぎの事故防止のため安定所に出稼登録を行ない、出稼手帳を受けてから出稼ぎするようすすめております。

(三) 出稼求人、安定所へ多数申込みを
安定所には、皆さんに責任をもつておすすめていただける求人が多数申込みされており、出稼希望者の三〜四倍にもなっております。

(四) 一般的注意事項は
出稼ぎに出る前に、次のこととがらについては、書面をもつて確認するようにしましょう。

- (一) 誰れに雇用され、どこで働くのか。
- (二) 働く時間・休憩・休日の有無
- (三) 基本賃金はいくらか・日給か・時間給か・請負給か
- (四) 賃金から控除されるものはなにか
- (五) 社会保険加入の状況などについて良く検討しましょう。
- (六) その他出稼ぎについての相談は、安定所か役場の産業課へお問い合わせください。

豚コレラの発生を防ごう

豚コレラの発生は畜産経営の規模拡大と流通機構の広域化に伴い、全国的に増加の傾向にあり、県内では昭和39年より毎年続発、特に昨年は大発生し、13市町村におよび約1,800頭、郡内でも和島村に発生しております。このような状況では殆んど常在化したものと考えられ、いつどこで発生するかわからない情勢にあると思われまます。

豚コレラの発生を防ぐには、まず第一に飼われている豚が常に予防注射を受けていることが必要です。今年度より当町でも生産された子豚に対して予防注射を実施しておりますが、尚万全を期するために先般一斉に予防注射を実施致しましたところ、未注射豚がかなり見受けられました。この病気を防ぐべく町でも補助をしておりますので、必ず予防注射を受けるようにして下さい。

常時の注意

- ア 子豚が生れたら直ちに農協へ届出て予防注射をして下さい。
 - イ 豚舎出入の制限・手足の消毒を励行する。
 - ウ 異常豚の早期発見、早期診断、早期処置をする
- 導入時の注意
- ア 生産地に病気の発生していないことを確認する
 - イ 注射済を確認する。
 - ウ 導入後、少くとも3週間は隔離豚房で飼育する
 - エ 県外より導入の場合は補強注射を受ける事。

危険物取扱主任者試験のお知らせ

昭和43年度第2回目の新潟県危険物取扱主任者試験並びに受験準備講習会が実施されます。

試験日 昭和43年11月10日
願書 昭和43年10月25日でメ切られます。
受験準備講習 昭和43年10月16・17日
詳細にわたつては消防本部の方にお問い合わせ下さい

赤い羽根共同募金運動始まる

【2】

みんなが不幸をなくし、みんなが明るく、健全な生活ができるようにという願いをこめて今年も赤い羽根共同募金運動が始まりました。

少しでも明るく、豊かな暮らしをしたいという願いは、誰もが持つていてのことですが、それは自分だけの力でやることはできません。お互いが助けあう共同の精神のもとで生まれるものではないでしょうか。そこで、病氣・不具・犯罪などにより生活が苦しくなったり、不幸になつたりすることをできるだけ少なくしてみんなが明るく住みよい社会をきずいていくことが、私たち社会人の使命ではないでしょうか。この使命のもとで毎年この運動が行なわれているのです。

共同募金運動は、都道府県の区域を単位として展開され都道府県ごとに、その地域の民間社会福祉事業（社会福祉を目的とする事業）に必要な金額を算定し、都道府県共同募金会が自主的に設定し、地域社会の住民が自分たちの地域の福祉を高めるために寄付金を醸出し合うものであり、本県のことしの目標額は七、五七〇万九千円で、主な配分内容は、県全域の福祉活動に二〇％、地域住民福祉活動に二五％、地域児童福祉施設などに一〇％、児童老人福祉施設整備充実などに二三％、歳末たすけあい援護金などに一七％等が配分重点目標として活用されます。与板町の昨年度の目標額一三万七千円に対し一〇九％との好成绩を収めることができましたことは、みなさんのご理解ご支援の賜ものと感謝申し上げます。

みなさんから寄せられた尊い浄財の中、一七万二千円の配分を受け、児童福祉施設の整備充実及び、生活に恵まれない人たちの歳末慰問、福祉団体の育成補助など地域福祉増進のために活用いたしました。

今年も目標額二六万六千円が達成できるよう、共同募金運動には、従来に倍する善意をお寄せ下さるよう切に、みなさんのご理解とご支援ご協力をお願い申し上げます。

【1】

自転車の盗難は全盗犯の約十％を占めています。自転車は所有されている方は自転車防犯登録制度により防犯登録を受けていただくことになっておりますが、まだ受けていない方が相当数あります。

十月、一ヶ月間を特に「自転車月間」と定め自転車のカギかけと防犯登録を徹底し、自転車の盗難防止と交通安全をはかることになりました。

自転車のカギは完全なものを取りつけ盗難にかからぬようカギをかけましょう。夜間道路ばたや、がんぎ、家の軒下にカギをかけたまま放置されているものが相当あります。

盗難を防ぐため保管やカギかけについては十分ご注意下さい。

大切な自転車を盗難被害から防ぐために一台のこらず防犯登録をしてください。登録されている自転車は盗難にかかりにくく万一被害にかかっても発見が早く被害者にお返しすることもできます。自転車の防犯登録制度は盗難防止と交通安全を図ることを目的としたものです。未登録自転車はこの機会に登録してください。登録の方法は簡単です。近くの自転車店に行けばすぐしてくれます。

昭和43年新築・増築及び改築家屋の評価調査実施について

この家屋の評価調査は、地方税法第四百三条（固定資産評価任務に関するもの）の規定により、今年新築・増築及び改築の行われた家屋について例年通り実施されるもので調査時期は、十一月の予定であります。

家屋の評価は、自治省から示めされた固定資産の評価基準に従って行われますが、適正を期するため家屋の評価に関する知識及び経験を有する方三名から、家屋の部分別に調査していただき、その調査資料に基づいて評価額を決定するものです。

尚、今年の調査該当者には前もって調査実施日をお知らせ致しますので、ご協力下さいます様お願い致します。

（注）今年新築・増築等をされた工事届をしていない方は、早急に役場土木課へ申請手続を取って下さい。

家屋の評価調査に順廻される方は、左の三名の外固定資産税係であります。

二級建築士	吉原 豊次
土地・家屋調査士	五十嵐若一
二級建築士	山田 慶治
固定資産税係	二名

疑問の点については、役場税務係まで問い合せ下さい。

やさしい議会知識 (5)

問 意見書と決議はどう違いますか。

答 意見書というのは地方自治法に「議会は地方公共団体の公益に関する事件につき意見を提出することができる」と規定しております。

議会はその団体の意思の表明を認め、決議と違いますが、決議というものは法にはないという点で実質的には議会に送付しなければなりません。決議は決議し放しのものもあります。

問 議会の意見書の提出先に制限がありますか。

答 地方議会の意見書の提出先はその市町村の公益に関する事件であれば関係行政機関である府県、市町村の執行機関であることができます。

しかし意見書の内容について処理する権限のある行政機関でなければならぬことは当然であります。

問 定例会は必ず年四回開かなければなりませんか。

答 議会の会議には定例会と臨時会の二種類あります。定例会は地方自治法で毎年四回以内において各市町村の条例で定め、その回数を開かなければ違法となります。与板町議会定例会条例には「年四回招集する」と規定しております。三島郡清掃センター組合の議会では年二回と規定しています。



【3】

私が毎号執筆している良寛さまの記事は、二ヶ月休んで題名のことを簡単に書いてみることにしました。それは宮内庁に同画伯の絵が御物となつていて宮内庁から最近本県に経歴の照会があり、県から私にも調査の依頼があつたことがきっかけであります。

私は昭和十六年に与板小学校長に着任したがその頃菊の油絵の古びたものが或る教室に掲げてあつた。その後、人からそれが三輪晃勢の実父の画であることをきいて早速校長室に移したが今日まで詳しいことがわからずそのままになつていた。然るに前記の事情でしらべて見た処、与板町として大切なものであることが分つた。尤も画伯は長く与板町に住まれ、晩年京都へ転住されたので年輩の方はよく分つていられると思います。この調べに当つて内山町長さん、前波善学さん、教委の東条さん、横町の五十嵐勘次さん、浜田整鬼さんから材料をいただいたり、お話をきいたりして概要を知ることができ

たのであります。考えて見ると与板における明治以後の画壇の大先輩であつて殊に宮内庁の御物の作者とあつては決して忘れてはならない人であると思ひます。今年明治百年であることに因んでここに掲げることになりました。

一、戸籍上の経歴

三輪権平の二男、実名は大次郎（晃勢氏より浜田氏への書簡には大次郎とあり明治五年の戸籍にも大次郎とあるが与板の役場戸籍には大治郎となつてゐる）三輪晃勢氏の実父（晃勢は信郎といひ大次郎の実子）

（一）明治元年二月二十四日生（晃勢氏の書簡には二月三日とあり、当時の戸籍届出の關係か）

（二）与板町大字与板甲二六五に居住

（三）昭和二十年五月十九日京都へ転住

（四）昭和二十七年五月二日死亡（八十五才）

二、画歴

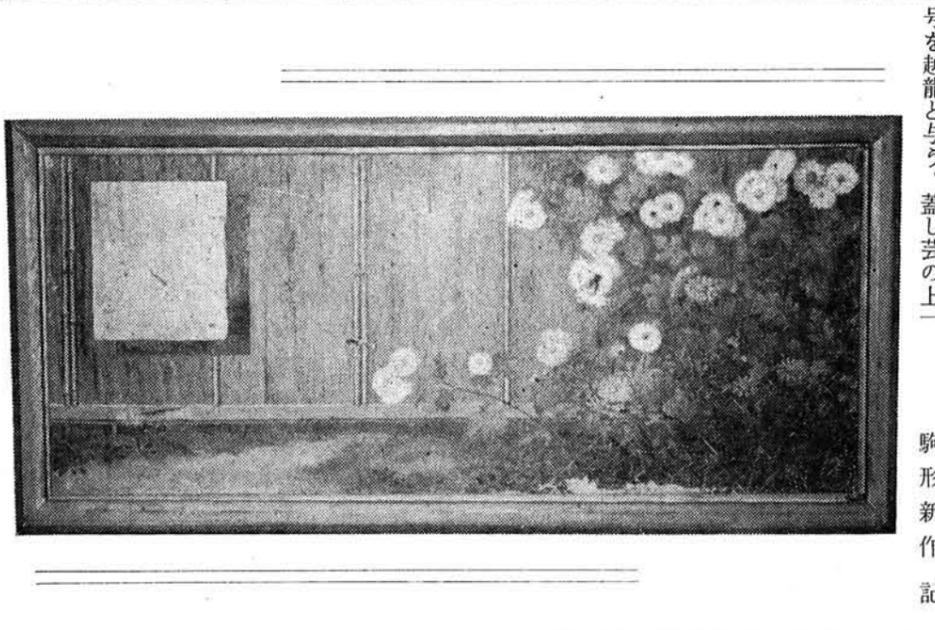
大正二年に開かれた左記画会主意書の通り

なお、宮内庁御物は題名「漁夫網をつくろう」とのこと。

越龍画会主意書

三輪越龍画伯は県下与板町の出身にして名門の子弟たり（前代議士三輪潤太郎氏の令弟）人品高雅、夙に丹青の道に志し、旧春溪と号し田村宗立、小山正太郎、川村清雄、岡田三郎助諸氏につき洋画を学び其技大に進み、明治二十四年の展覧会に出品せる作品は宮内省御買上げの思命を蒙り、又農商務省の囑託により金魚の図を米國博覧会に出品し賞牌を受領せる等名譽の歴史を有し、後、感ずる処ありて京都の大家鈴木松年先生の門に入り、日本画の骨法を研究し、洋画の造詣を以て真にその神を得、松年先生より生國に因み越龍の別号を贈られたり。画伯性淡泊にして市上を佑することを求めざるが故に知己以外多く名声を知らずと虽も、其技倆は却て現代の片々たる諸氏を凌駕す。

此回、余等相図り、左の清規に従ひて画会を設け先生の



49秒に1人の割合で交通事故が発生しています

9月1日よりスタート

交通災害共済に加入しましょう

申し込みは簡単です会費を持参し役場係まで、町内に住んでいる人ならどなたでも加入できます。

会費は10月中に加入の人は180円（中学生以下150円）です。

● 常時受け付けます